

平成 30 年度 第 2 回 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

次 第

日 時：平成 30 年 11 月 28 日(水)

午後 2 時から

会 場：上越文化会館 4 階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」の前期（平成 27 年度～平成 30 年度）の評価及び後期の取組内容について

(2) 現行計画の見直し方針について

(3) その他

4 閉 会

【資料1】

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証一覧

1 意識づくり

1-1 防犯意識の広報啓発

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価			⑤後期の取組	
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証		
1-1-1 上越市防犯の日、 上越市防犯週間 【事業主体】 ◎市(市民安全課) 上越市防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくりへの关心や理解を深める契機とするため、上越市防犯の日(7月12日)、上越市防犯週間(7月12日の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間)を設定する。 ・全市的に防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の設置個所確認、空き家の施錠確認などの啓発活動の実践を通じ、市民等の自主的な取組の気運を高める。 	活動参加団体数	742団体	750団体	780団体 ↓ 900団体	873団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「上越市防犯の日」及び「上越市防犯週間」に合わせて、各町内会では防犯パトロールや見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の設置個所確認を実践してきた。 ・平成27年度から、特殊詐欺等の被害防止を図るため、通話録音装置の貸与事業を開始し、装置の普及促進と啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでの積極的な参加を呼び掛けた結果、防犯の関心度が非常に高くなっている。 ・防犯活動に参加する団体数は増加傾向にあるものの、活動への参加者数は伸び悩んでいる。 ・活動報告から、役員のみが参加している町内が多く存在していることが分かってきた。 ・空き家の増加により、不法侵入や不法占拠、放火といった犯罪の誘発が懸念されており、空き家に対しても地域ぐるみでの取組が必要である。 ・通話録音装置は、平成29年度までに147台を貸与している。 	資料編P17 H29年度市政モニターアンケート「防犯への関心度」 (意識づくりバローメーター)	
		活動参加者数	35,075人	36,000人	37,000人	32,066人			<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での取組となるよう町内会全体で取組める活動の紹介や手順といった具体的な取組方法について周知する。 ・空き家の防犯対策として、見守り活動や施錠の呼びかけ、関係機関への通報を地域で実践できるよう、各町内会に啓発を図る。 ・通話録音装置は、現在すべての装置を貸し出していることから、迷惑防止機能付きの電話機などの紹介等を実施する。 	
1-1-2 市民防犯フェア 【事業主体】 ◎市(市民安全課) 上越市防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅対象侵入盗」、「車上ねらい」、「特殊詐欺」などの身近な犯罪被害を未然に防止するための知識等の周知のため、年金支給日に合わせて警察や消費者団体と共に商業施設にて特殊詐欺等に関するチラシを配布する。市民防犯フェアを実施する。 ・地域巡回型で開催する。 	啓発チラシ配布数	—	—	8回 4,000人	7回 3,118人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民防犯フェアの開催は事業の形骸化により平成27年度を最後に終了している。 ・平成28年度以降は年金支給日に合わせて特殊詐欺に特化した啓発チラシを関係機関と合同で配布してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降の特殊詐欺防止啓発チラシの配布により、高齢者の不安軽減につながり、また知識の普及を図ることができている。 ・特殊詐欺や悪質商法犯罪に対して不安を感じている市民が63.6%多い。 	資料編P9 「特殊詐欺の被害発生状況」	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生の現状を把握しながら啓発内容に応じた配布場所の選定、時間帯を検討し、引き続き実効性のある啓発活動に取組む。
1-1-3 安全安心まちづくり 推進パトロール 【事業主体】 ◎市(市民安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯を装着した市公用車により、市内巡回を実施する。 	パトロール距離数	—	—	30,000km	25,689km	<ul style="list-style-type: none"> ・市では青色回転灯装着車を15台所有している。 ・「パトロール実施者証」を保持する市職員が公務外出時に市内を巡回してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、パトロールの実施が事件事故発生の抑止に寄与している。 ・地域によって実施回数、距離数ともに偏りが生じている。 ・全国的に子どもを狙った通り魔的犯罪がなくならず、当市でも子どもに対する不審者情報が平成28年度では5件だったのに対し、平成29年度では19件と増加している。 	資料編P1 「上越市の刑法犯認知件数の推移」 資料編P10 「上越市における不審者情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報が増加していることから子ども達の下校時に合せたパトロールを強化する。 ・地域によるパトロールの偏りを解消し距離数を伸ばすため、公務外出時に合せた小まめなパトロールを行うよう各区総合事務所に徹底を図る。 ・継続的な取組とすべく、警察官による青色回転灯装備車講習を定期的に実施し、「パトロール実施証」保持者を増やす。
1-1-4 新潟県犯罪のない 安全で安心なまちづ くり旬間 【事業主体】 ◎上越市防犯協 会、県、市(市民 安全課)、警察	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページなどにより、旬間に広報を行い、自主的な取組の気運を高める。 ・旬間に合せ、市、警察、上越市防犯協会が連携して啓発行事を開催するとともに、県が実施する県民大会などへの参加を促進する。 	「みんなで防 犯安全安心ま ちづくりin上 越」 参加者数	—	—	—	200人	<ul style="list-style-type: none"> ・旬間に合せて「みんなで防犯安全安心まちづくりin上越」を開催し、防犯功労表彰を行ってきたほか、平成30年度には特殊詐欺被害防止ポスターを募集し優秀作品の表彰を実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加者数が年々減少しており、関係者が大半を占めている状況である。 ・大会自体が形骸化している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・形骸化した事業を取りやめ、これに代わる効果的な取組を関係機関と検討する。
1-1-5 社会を明るくする活 動(上越市青少年健 全育成研究会) 【事業主体】 上越地区保護司会 ◎上越市青少年健 全育成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行の防止、罪を犯した少年少女の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを実現するため、市民の意識を高める啓発及び街頭宣伝活動や研究会を実施する。 	街頭宣伝活動回数	—	—	2回	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・朝市や大型ショッピングセンターなどで犯罪や非行の防止を呼びかける街頭宣伝活動を実施してきた。 ・研究会を開催し、社会状況に応じたテーマで基調講演及び分散会を実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行のない明るい地域社会づくりの実現に向け、計画どおり実施してきた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。
		研究会参加者数	—	—	120人	114人				

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

1 意識づくり
1-2 防犯教室、講習会の開催

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価			⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	
1-2-1 防犯座談会 (出前講座) 【事業主体】 ◎市(市民安全課) ◎警察	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくりに関する理解を深めるため、地域の座談会や集会などの場を活用して出前講座を開催する。 ・防犯に関する事項、特殊詐欺の被害防止などの知識や情報の提供を地域特性や状況に応じて行う。 	座談会等 実施回数	-	-	500回	404回	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの要望に基づいて懇談会や集会に職員が出席して、地域の実情にあった内容の講話を実施した。 ・平成29年度からはブッシュ型の啓発活動として高齢者世帯を訪問し、多くの市民に防犯情報を提供してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの要望により行うことから、犯罪の発生状況や地域の状況によって、実施回数にばらつきがあり、防犯意識を一定に保持するためには全体の底上げが必要である。 ・講話の内容については、常に最新の情報を提供していく必要があることから、警察や消費生活センターとの情報交換などの連携が必要である。 	資料編P9 「特殊詐欺の被害発生状況」
		高齢者世帯 訪問数	-	-	2,500世帯以上	2,488世帯			
1-2-2 安全教室 (防犯教室) 【事業主体】 ◎市(市民安全 課)、学校、幼稚 園、保育園、町内 会等	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害の防止を目的として、幼稚園・保育園、小学校、高齢者団体などにおいて開催する。 ・園児対象のこども安全教室(防犯教室)は主任児童委員が主体となり、民生委員・児童委員・警察、市が協力し紙芝居や寸劇などを用いて教室を開催する。 ・高齢者や市民を対象の安全教室(防犯教室)は、悪質訪問販売や特殊詐欺の被害防止講座など地域特性や状況に合わせた内容で実施する。 ・専門的な知識や技能を有する機関・団体との情報交換・意見交換など、連携を図り、効果的な教育を目指す。 	防犯・親子教 室実施園数・ 小学校数	-	-	71園 51小学校 (独自で実施し ている園、小 学校を含む)	34園 45小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が犯罪被害に遭わないための力を養成するため、幼児や小学生を対象とした防犯教室に防犯専門官等を派遣し実施した。 ・高齢者を対象とした教室では悪質訪問販売や特殊詐欺防止に重点を置いた内容で開催した。 ・一部の幼・保育園児で市と合同で行っていた子ども安全教室は、市が幼・保育園、学校からの要請に基づき、専門官や安全教育指導員などの講師を派遣する形式に変更し教育・指導を実施することから、平成28年度をもって終了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが後を絶たないから、引き続き、市民一人ひとりが防犯に関する知識を更深める必要がある。 ・悪質訪問販売や特殊詐欺が後を絶たないから、高齢者や市民を対象とした安全教室の開催を強化していく必要がある。 ・一部の保育園・幼稚園、小学校では、独自に安全教室に替わる取組を実施していることから、指導・教育・啓発が標準化するよう、取組内容を確認し、対応していく必要がある。 	-
1-2-3 非行防止教室、 薬物乱用防止教室 【事業主体】 ◎警察(上越少年サ ポートセンター)、 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例等を題材として直接児童・生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させるとともに注意喚起を行うことにより、少年の非行防止を図る。 	非行防止教室 開催回数	-	-	目標設定に 馴染まない	17回	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の規範意識の向上を図るため、非行防止教室と薬物乱用防止教室を重要な教室と位置づけてきた。 ・学校からの要請により、非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施し、社会のルールについて学び規範意識を持つことで犯罪に巻き込まれないスキルを身につける機会を設けてきた。 ・サイバー空間における脅威に関する内容の教室も実施しており、特に、小学校からの依頼が増加している。 ・フィルタリング対策など保護者向けの教室も開催してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の規範意識の向上を図るため、非行防止教室と薬物乱用防止教室を継続して開催する必要がある。 ・最近は、インターネットに接続できるゲーム機の普及により、サイバー空間における犯罪被害が多発している状況にある。 ・サイバー空間における脅威については、保護者の認識が乏しい傾向にあることから、フィルタリング対策など保護者向けの教室を更に開催していく必要がある。 	-
		薬物乱用防止 教室開催回数	-	-	目標設定に 馴染まない	28回			-
		サイバー教室	-	-	目標設定に 馴染まない	20回			

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

1 意識づくり
1-3 防犯情報の提供

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
1-3-1 上越市安全安心情報 (安全メール) 【事業主体】 ◎市(市民安全課)	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話等のメール機能を活用し、防犯、防災、火災、交通安全などの安全安心情報を配信する。	登録者数	5,495人	6,000人	7,000人 ↓ 20,000人	8,964人	・安全メールを活用し、市内における防犯や防災、交通安全、火災などに関する情報を配信し、注意喚起を行ってきた。 ・平成27年5月から市内の火災情報を配信したことで、登録者数が増加した。 ・安全メール登録者数を増加させるため各種広報媒体で周知を図るとともに、防犯講話や入学時の保護者説明会などにおいて登録を呼び掛け、実登録につなげた。	・登録者が必要とする情報を迅速に配信することにより、平成29年度末までに登録者数を8964件まで増加させてきた。 ・火災情報の配信を開始して以降、登録者が増加している。 ・登録者数については、現状値で最終目標値を上回っている。 ・不審者事案や高齢者の行方不明事案については、情報を入手するまでに時間が経過する場合があるほか、情報の確認、公表の可否の判断、警察への捜査への影響を総合的に判断する必要があり、事案によっては配信までに時間を要することがある。	資料編P12 「安全メール登録者件数」	・事案によっては、確認などの作業に時間を要するものがあるが、引き続き登録者へ迅速かつ確実な情報を提供する。 ・各種広報媒体を活用すると同時に、小学校入学時の保護者への周知に加え、中学校にも拡充して周知する。
1-3-2 地域安全ニュース等の発行 【事業主体】 ◎警察、 上越市防犯協会、 市(市民安全課)	・防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の活性化に役立つ情報の発信を目的として発行する。 ・住宅侵入被害や特殊詐欺被害、身近な犯罪の発生状況などを地域安全ニュースにまとめ、地域に情報提供する。 ・ホームページなどにより事業者へ防犯情報の提供をする。	市、警察からの広報等の発行回数	—	—	目標設定に馴染まない	164回	・各交番が発行主体となり、各地域の犯罪発生状況など地域の実情にあった情報を配信し、被害防止などを呼び掛けてきた。	・身近で起こりうる窃盗事件や特殊詐欺などの情報を提供することで、防犯への関心、意識が高まり被害防止につながる。 ・防犯情報の提供は、地域の防犯活動の活性化に役立っている。	—	引き続き、各地域の情勢に合った情報を配信する。
1-3-3 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議 【事業主体】 ◎市(市民安全課)	・安全で安心して暮らせる上越市を創るために、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の進捗状況の評価や安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本的事項及び重要事項について調査・審議を行う。	推進会議開催回数	—	—	3回	2回	・推進計画に基づき年2回程度の会議を実施する。	・会議自体が前年の取組みの報告や、公表する進捗状況の確認が主となっていた。 ・今後は、事業の進捗状況の分析や検証、数値目標を用いながら行い、前年度の振り返り及び次年度以降の取組を協議する場とする必要がある。	—	最終目標値及び後期の取組を念頭におき、毎年度計画の進捗状況を分析・検証し、次年度の取組に反映させる。
1-3-4 ホームページ、大型ビジョンによる広報 【事業主体】 ◎市(市民安全課)、警察、上越市防犯協会	・ホームページで市全体の状況に加え、地区別の犯罪発生状況をデータやマッピングした情報、地域における防犯活動の様子や市民への注意喚起など細かな情報を提供し、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促す。 ・人が集まる場所の大型ビジョンを活用し、特殊詐欺被害や身近な犯罪の発生状況などの情報を提供する。	定期的な放映、犯罪状況のホームページ掲載を実施	—	—	定期的な放映、犯罪状況のホームページ掲載を実施	定期的な放映、犯罪状況のホームページ掲載を実施	・大型ビジョンを活用した特殊詐欺被害防止などの注意喚起を行ってきた。 ・市のホームページで犯罪概況などの情報を提供している。	・大型ビジョンを活用することで多くの人の目に触れることとなり、有効な広報活動である。 ・市のホームページを活用して犯罪概況などの情報を掲載することで、多くの人に情報を提供してきた。	—	引き続き、各種防犯情報を提供することで、注意喚起を促すとともに防犯意識の高揚を図る。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証一覧

2 地域づくり

2-1 自主防犯活動の推進

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価			⑤後期の取組	
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証		
2-1-1 110番協力車	・犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を実施する。 ・市民、事業所、公用車などで実施する。	登録台数	—	—	5,900台	5,178台	・市民、事業者に協力を呼び掛けながら、自主的な防犯活動の一環として、「110番協力車」ステッカーを貼付した車両を運転しながら地域を見守る「ながらパトロール」を実施してきた。 ・「110番協力車」が市内を走ることで犯罪の抑止効果や事件事故を目撃した際の110番通報など迅速な対応が可能となっている。 ・ステッカーの添付申請の簡素化を図り、協力いただきやすい環境を整えてきた。	・各種広報媒体をはじめ、出前講座などの会合の際にPRを進めるとともに、商工会議所や商工会を通じ、商用車への添付の呼び掛けも行ってきたが、「110番協力車」は微増に止まっている。 ・「ながらパトロール」を行う「110番協力車」が増えることで、犯罪抑止や防犯意識の啓発が図られるから、新たな登録台数の増加に向けた促進活動を継続的に実施する必要がある。 ・車両入替によるステッカーの貼替の対応も行い、「110番協力車」を継続的に増加させる必要がある。	資料編P18 H29年度市政モニターレポート「地域防犯活動への参加意識」 (地域づくりバローメーター)	・「110番協力車」の登録台数の増加に向け、引き続き防犯週間などに合せた周知を行うとともに、各種イベントでの呼びかけや事業者に向けた依頼を強化する。
2-1-2 青色回転灯パトロール	・犯罪抑止と地域の安全の確保を目的として、青色回転灯を装着した庁用車による地域巡回を実施する。 ・青色回転灯装着車両の拡充を図るため、地区防犯協会・地区防犯組合等に協力要請や広報活動を行う。	パトロール距離数 ※上越市青少年健全育成センター分のみ	—	—	560km	492km	・上越市青少年健全育成センターの職員により、月2回、下校時間帯を中心に定期的に市の青色回転灯パトロール車による地域巡回を実施してきた。	・青色回転灯パトロールは、市が保有する15台のほか、防犯団体の1団体が所有し、計16台体制で活動を行っている。 ・犯罪抑止と地域の安全の確保を図るために、青色回転灯装着車両の拡充に向け、地区防犯協会や防犯組合に協力要請を行う必要がある。	—	・青色回転灯装備車両の拡充に向けて、地区防犯協会や防犯組合に協力要請を行う。
2-1-3 防犯協会への支援	・上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する。目的で活動費の一部を負担する。	上越市防犯協会への活動支援	—	—	目標設定に馴染まない	上越市防犯協会への活動支援	・上越市防犯協会及び妙高地区防犯協会に対し、協会の活動を支援するため、継続的に負担金を支出してきた。	・「地域の安全は自ら守る」という意識の高揚を図るため、負担金の支出だけでなく、各協会とともに地域における自主防犯活動が活性化し、効果的な取組となるよう、さらに連携を強化していく必要がある。	—	・各防犯協会との連携を強化し、意識啓発の取組や効果的な実践活動につなげるため、定期的な協議の場を設ける。
		妙高地区防犯協会への活動支援	—	—	目標設定に馴染まない	妙高地区防犯協会への活動支援				

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

2 地域づくり
2-2 人材の育成

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
2-2-1 安全安心リーダー	・地域防犯活動のリーダー役である町内会長を中心に防犯講話など意識啓発活動を行い、地域防犯意識の底上げを図る。 【事業主体】 ◎市(市民安全課)	養成人数	—	—	—	—	・養成してきた安全安心リーダーの任期が平成28年度で終了した。 (平成23年度養成:任期5年)	・事業は終了したが、養成した安全安心リーダーのうち、取組を継続いただける方については、引き続き、地域で活動をしている。	—	—
2-2-2 学校安全ボランティア養成講習会	・学校安全ボランティアの養成を目的として、講習会を開催する。 ・講演会を通して、各学校や地域の安全管理体制について見直す。 【事業主体】 ◎市(学校教育課)	講習会参加者数	—	—	150人	148人	・毎年度、登下校の安全確保と防犯教育の推進を図るために、講習会を実施して学校安全ボランティアを養成してきた。 ・合わせて、スクールソポーターによる防犯に関する現状報告や実践校による事例発表、専門家による講演を通じて、安全管理体制を見直すきっかけとしてきた。	・保護者をはじめ、地域の皆さんの協力が不可欠であることから、受講者の増加に向けた呼び掛けを強化するとともに、未受講者への声掛けを徹底し、正しい知識、正しい認識の基に地域の防犯活動が行える人材を養成する必要がある。	—	・講習会を受講していない保護者や地域の方々に積極的な参加を呼び掛ける。
2-2-3 特殊詐欺被害防止推進員の活動	・上越警察署、妙高警察署から委嘱を受け、地域や職場などあらゆる場面で特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施する。 【事業主体】 ◎警察	講話等実施回数	—	—	目標設定に馴染まない	68回	・特殊詐欺被害防止推進員は、警察署から委嘱を受け、地域や職場などあらゆる場面で特殊詐欺被害防止の啓発活動を行ってきた。 ・警察では、活動するために必要な情報を提供し、活動を支援してきた。	・推進員は、以前、安全安心リーダーだった方を中心に委嘱している。 ・地域密着型の活動として、警察からの定期的な情報提供を基に、地域において地道な活動を行っている。 ・ボランティアの活動のため目標設定は行わないが、多様化・巧妙化する特殊詐欺犯罪の抑止に向け、的確な情報提供と被害状況に応じた対応が必要である。	—	・個々の推進員の取組が活発化するよう、より具体的な手口や新たな手法、被害状況など、きめ細かな情報提供を行う。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

2 地域づくり

2-3 安全の確保について配慮を必要とする方が安全で安心して暮らせる取組の推進

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
2-3-1 民生委員・児童委員活動	・民生委員法(昭和23年法律第198号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、地域住民の実態把握生活状態を必要に応じ適切に把握することや援護援助を必要とする地域住民の相談・支援活動助言などをを行い、地域住民と関係機関とのパイオニア役を担っている。 ・行政機関等への協力や、自主活動の一環として地域のボランティアとして自発的・主体的に登下校時の子どもの見守り活動、高齢者世帯への訪問活動などを通じて、事件や事故を未然に防ぐ役割を果たす。	活動人数 (民生委員・児童委員嘱託者数)	—	—	目標設定に馴染まない	427人 (H30.3.31現在)	・事件や事故を未然に防ぐため、援助が必要な人への見守り活動を行った。	・援助が必要なひとり暮らし高齢者などへの声掛けや訪問など、見守り活動を行っている。 ・寄せられた相談内容に応じて、助言や援助を行うとともに、専門的な機関へのつなぎ役としての役割を担っている。 ・常に住民の立場に立ち、地域ボランティアとして活動しているため、目標設定は馴染まないが、引き続き、援助が必要な人への見守り活動を継続し、事故や事件を未然に防ぐ必要がある。	—	・継続して援助が必要な人への見守り活動を行うことで、事件や事故を未然に防ぐ。
2-3-2 緊急通報装置の貸与	・地域包括支援センターを通じ、安否の確認を要する一人ひとり暮らし高齢者などに、緊急通報装置を貸与してすることにより、不安の解消と緊急時における適切な対応を図る。 【対象条件】 ① 常時一人暮らしの概ね65歳以上の人であって、市民税所得割を課税されていない人 ② 急病、災害時の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人 市民税所得割非課税のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等	装置貸与数	—	—	希望する方に貸与する	1,105件	・地域包括支援センターなどと連携し、低所得の高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、安心した日常生活の確保につなげている。	・高齢化社会が進む中、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、引き続き周知を図る必要がある。	—	・地域包括支援センターの実態訪問調査の際に設置勧奨を行うなど、引き続き周知を図る
2-3-3 上越市要保護児童対策地域協議会の活動	・児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、他の地方公共団体、関係機関・団体、町内会等と、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。	児童虐待が解消された件数	—	—	30件	23件	・上越市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら、18歳未満の子どもに対する児童虐待の抑止に向けた普及啓発を行うとともに、虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組・対応を行ってきた。	・児童虐待は全国的に増加傾向にあり、市においても平成28年度の1.3倍となる205件の事案に対応している。 ・虐待の種別としては、育児放棄(ネグレクト)が多く、早期に改善させることが難しいことから、終結に至らず継続件数が増加している。	—	・児童虐待に対する理解を深めてもらうための普及活動及び啓発を行うとともに、早期発見、早期支援、早期改善の取組みを継続的に行う。 ・終結にいたらない児童虐待の悪化防止と早期改善に向けた活動を継続して行う。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

2 地域づくり

2-4 青少年健全育成活動の推進

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
2-4-1 地域青少年育成会議の活動	・各地域青少年育成会議において、「あいさつ運動」をはじめとする活動を推進し、学校や町内会等との連携を深め、青少年の健全育成に努める。 【事業主体】 ◎市(社会教育課、青少年健全育成センター)	活動への参加者数	—	—	181,000人	180,773人	・「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、地域が主体となって学校や地域の関係団体と連携し、中学生を中心とする地域づくりを進めてきた。	・地域青少年育成会議は青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るために、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に活動を行ってきたことで、活動が着実に認知されてきてる。 ・開催事業などへの地域住民の参加者数は年々増加しており、地域の子どもを自分達で育てる機運が醸成されつつある。 ・地域事情の違いなどから、地域ごとの活動に温度差が生じており、活動が停滞気味の育成会議もあることから、青少年の健全育成に向け、継続して支援を行う必要がある。	—	・活動が停滞気味の育成会議に対しては、地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)や育成会議関係者への研修会を実施し、地域と学校、家庭のより一層の連携・協働を推進していく。
2-4-2 青少年健全育成委員による街頭指導	・高田・直江津・春日山・上越妙高駅などの周辺、市街地や郊外の商業地域等で街頭指導活動を実施する。 ・街頭における指導や愛の一聲活動の実践を通して、非行防止にとどまらず、市民一人ひとりの意識や関心の高揚を図る。 【事業主体】 ◎市(社会教育課、青少年健全育成センター)	活動回数	—	—	152回 (平成32年度末までに街頭指導体制を見直し、重点化・効率化を図る)	215回	・市街地や大規模商業施設、遊戯施設などでの街頭指導による声かけの強化と青色回転灯装備車による広域巡回指導により、非行、犯罪被害防止に取り組んできた。	・青少年の非行や犯罪被害などは年々減少している。 ・街頭指導を通じた安全安心なまちづくりに対する意識や関心の高揚が図られている。 ・地域によって育成委員の選出に困難を抱える団体、地域等があり、活動範囲や内容の重点化が必要となってきている。	—	・引き続き、街頭指導による声掛けや青色回転灯装着車による巡回指導を実施する。 ・街頭指導活動の活性化を図るために、活動の役割や活動範囲などの体制を見直し、平成32年度末までに活動を改善する。
2-4-3 上越地区保護司会犯罪予防活動	・地域社会の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、少年の健全な育成や犯罪者・非行少年の更生を支援することを目的に、「社会を明るくする運動を開く」の啓発活動への参加やケーブルテレビを通じた広報ビデオの放映、青少年健全育成研究会への協力等を実施する。 【事業主体】 ◎警察、上越地区保護司会、市(福祉課)	非行少年の検挙補導数	76人	前年より減少させる	前年より減少させる	46人	・犯罪や非行防止のための啓発活動を行うとともに犯罪者・非行少年の更生を支援する活動を行ってきた。 ・「社会を明るくする運動」へ参加し、市民の意識を高める啓発や街頭広報活動を行ってきた。	・上越地区保護司会では、保護司のスキルアップを目的とした各種研修会を開催し、犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動などを実施してきた。	—	・引き続き、犯罪や非行防止のための啓発活動を行うとともに、犯罪者・非行少年の更生を支援する活動を行う。 ・「社会を明るくする運動」へ参加し、市民の意識を高める啓発や街頭広報活動を行う。
2-4-4 少年警察ボランティアの活動	・少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るために、街頭補導活動や環境浄化活動等の非行防止活動を実施する。 【事業主体】 ◎警察、少年補導員、少年指導委員	街頭補導活動	—	—	目標設定に馴染まない	50回 183人	・少年の非行防止、健全育成を図るために、街頭補導活動や環境浄化活動を実施してきた。 ・少年の立ち直り支援活動へ参加してきた。	・少年犯罪は、減少傾向が続いている。 ・少年補導員等によるブロック単位での活動も増え、各ブロックが広報活動や補導活動を自主的に行えるようになってきた。 ・少年補導員等の世代交代も順調に進行していることから、今後も少年の非行防止、健全育成に力を入れていく必要がある。	—	・引き続き、少年の非行防止、健全育成を図るために、街頭補導活動や環境浄化活動を実施して非行防止活動を行う。
2-4-5 上越少年サポートセンターによる少年保護活動等	○少年保護活動 凶悪犯、粗暴犯や児童ポルノに代表される福祉犯等の被害に遭った少年等に対し、必要な指導を行うとともに、犯罪被害に伴う精神的ダメージからの回復支援活動を実施する。 ○街頭補導活動 非行実態の把握及び非行少年、不良行為少年、被害少年等の早期発見を目的として、街頭補導活動を実施する。 ○立ち直り支援活動 問題行動の改善や被害精神的ダメージの軽減を図るために、電話相談、面接相談により、少年やその保護者に対する助言又は指導を行う等必要な支援活動を実施する。 【事業主体】 ◎警察(上越少年サポートセンター)	支援保護活動	—	—	目標設定に馴染まない	30件 632回	・福祉犯の被害に遭った少年の心のケアを行うとともに、事件とならなかつた事案についても同様に支援を行ってきた。 ・問題行動の改善や軽減を図るために、相談を受けるとともに少年や保護者に対しての指導助言などの支援活動を行ってきた。 ・街頭補導活動で補導した少年の家庭連絡を通じて保護者に注意喚起を行ってきた。 * 福祉犯=子どもに対する性的犯罪	・保護者、問題行動を行う少年に対しては、時間を掛け問題解決のために継続して対応していく必要性がある。 ・少年と保護者の間で、問題行動に対する考え方には温度差があり、支援活動の支障となるケースがある。	—	・引き続き、福祉犯の被害に遭った少年の心のケアを行うとともに、事件とならなかつた事案についても同様に支援を行っていく。 ・街頭補導を行い保護者連絡などを実施し、問題の解決について継続的に対応する。 ・問題行動の改善や軽減を図るために、相談を受けるとともに少年や保護者に対しての立ち直りのための指導助言などの支援活動を行う。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

3 環境づくり

3-1 犯罪の防止に配慮した基盤(インフラ)整備

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
3-1-1 道路、公園、駐車場等の整備	<p>・通学路等における子どもの安全を確保し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを視点とした整備を行う。</p> <p>【道路】 ・国、県に対する整備促進要望を継続的に行う。 ・上越市道路整備計画に基づき、市道の整備を行う。</p> <p>【公園等】 ・市街地における市民の憩いと癒しの空間としての都市公園整備を行う。 ・農村地域における連携とコミュニティを醸成する憩いの場として、住民が安心して農村公園を利用できるよう、適切な管理を行う。</p> <p>【事業主体】 ◎市(道路課、都市整備課、農林水産整備課)</p>	上越市道路整備計画に基づく道路整備延長	—	—	16.0km	10.0km	<p>【道路】 ・上越市道路整備計画(H27～H31)に基づき、計画的に市道の整備を行った。 ・国、県に対して道路整備の要望を実施した。</p> <p>【公園等】 ・都市公園の整備では、都市公園施設長寿命化計画に基づき、見通しに配慮した遊具を設置した。 ・農村公園の管理では、公園内の死角をなくし衛生面を良好に保つため草刈及び施設の修繕・撤去、トイレ清掃作業を定期的に実施した。</p>	<p>【道路】 ・市道の整備では、平成29年度は37路線を整備。第2期道路整備計画(H27～H31)に基づき計画的に整備を進めており、概ね順調に進んでいる。 ・また、国、県道の整備では、国、県に対する整備促進要望を継続的に実施しており、県に対して平成29年度には373件を要望した。</p> <p>【公園等】 ・都市公園の遊具については、都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に設置しております。概ね順調に進んでいる。 ・農村公園は人通り、利用者ともに少ない。時期によっては草木が生い茂り、死角を生むことがあるため、草刈、枝払いなど適切な維持管理を継続していく必要がある。</p>	—	【道路】 ・上越市道路整備計画に基づき、計画的に市道の整備を行う。 ・国、県に対して道路整備の要望を継続的に行う。 【公園等】 ・都市公園整備では、都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具を設置する。 ・農村公園では、地域での適切な維持管理を継続し、枝葉が繁茂している樹木は地元による枝払いのほか、業務委託による計画的な伐採を行う。
		都市公園施設長寿命化計画に基づく見通しに配慮した遊具設置(更新)数	—	—	113台	61台				
3-1-2 防犯灯の設置、整備	<p>・犯罪の防止に配慮した環境づくりを目的として、集落内や通学路に防犯灯の整備及び維持管理を行う。 (※市では、町内会で設置した防犯灯の電気料を負担する。)</p> <p>【事業主体】 ◎市(市民安全課)、町内会、事業者</p>	防犯灯新設数	—	—	必要な個所に設置されている状態	100灯	<p>・防犯灯は「上越市道路照明灯・防犯等設置要綱」に基づき、市または町内会が設置及び維持管理を行ってきた。</p> <p>・防犯灯LED化補助制度を設け、町内会が管理する防犯灯のLED化を推進してきた。</p>	<p>・防犯灯の設置は、通学路点検等により、学校や町内会から要望があがってきたものに対して現地を確認したうえ、要綱に基づいた設置を行ってきた。今後も引き続き、適正に設置していく必要がある。</p> <p>・町内会管理の防犯灯のLED化は町内会の負担がある事業であることから現在の進捗では平成31年度での完全LED化は難しい状況である。</p>	資料編P19 H29年度市政モニターアンケート「体感治安」 (環境づくりバロメーター)	<p>・引き続き、要綱に基づく適正な設置を行う。</p> <p>・平成31年度は防犯灯LED化補助の最終年度であることから、実態を調査するとともに、町内会へ直接呼びかけを行う。</p>
		町内会管理防犯灯LED化率	—	—	100%	48.9%				
3-1-3 道路照明灯の整備	・犯罪の防止とともに、交通の安全確保に配慮した環境づくりのため、道路照明灯の整備を行う。	道路照明修繕数	—	—	目標設定に馴染まない	129灯	<p>・道路照明灯の点検を行い、点検の結果や不具合発生時に適宜修繕を実施した。</p>	<p>・道路照明灯については、全804基のうち、平成27～29年度に252基の点検を行った。</p> <p>・平成29年度は、電球や安定器の交換など軽微なものを含めて129灯の修繕を行い、交通の安全確保を図った。</p>	—	・道路照明の点検は、平成27年度から実施しており平成32年度までに全道路照明灯の点検が完了する。この点検結果を基に道路照明灯の修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施する。
3-1-4 歩道の整備	・通学路等における子どもの安全を確保するため、国、県に対して歩道整備促進の要望を行うとともに、上越市道路整備計画に基づき、歩道の整備を行う。	上越市道路整備計画に基づく歩道整備延長	—	—	8.6km	3.4km	<p>・上越市道路整備計画(H27～H31)に基づき、子どもの安全の確保にも視点を置いた歩道の整備を行った。</p>	<p>・平成29年度は9路線を整備。第2期道路整備計画(H27～H31)に基づく歩道整備を進めており、概ね順調に進んでいる。</p>	—	・上越市道路整備計画(H27～H31)に基づき、子どもの安全の確保にも視点を置いた歩道の整備を行う。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証一覧

3 環境づくり

3-2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
3-2-1 防犯性の高い環境 づくりの啓発	・犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅、商業施設その他の建物を普及することを目的として、防犯診断や防犯性を高めるために必要な情報の提供、広報啓発等を関係機関等と連携して行う。 【事業主体】 ◎市(市民安全課)、上越市防犯協会、警察等	住宅防犯診断実施地区数	—	—	13地区	8地区	・上越市防犯週間の取組の一つとして住宅などの防犯診断の啓発に努めてきた。 ・防犯診断チェックリストを作成した。	・防犯診断の実施地区が減少傾向にある。 ・主な窃盗事件の「カギかけ(施錠)」忘れによる被害率が全国的にみて高い。	資料編P7 「主な窃盗事件の施錠忘れによる被害率」	・防犯の日及び防犯週間において、町内会全体で取組める活動の一つとして、防犯診断チェックリストを活用した具体的な活動方法を周知していく。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証 一覧

3 環境づくり

3-3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価				⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	関連データ	
3-3-1 通学路の安全点検 と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保するための取組の一つとして実施する。 ・児童及び生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図るため、必要事項を定めた上越市通学路安全対策プログラムにより、学校等関係者が連携し、具体的な調査を基に危険箇所とその改善を関係課等に対し要望する。 ・通学路の安全点検結果に基づき、国、県に対して交通安全対策の要望を継続的に行うとともに、市道の交通安全対策を行う。 	改善対応数	—	—	通学路の安全安心が確保されている状態	合同点検を実施し、各機関で対策・方法を検討 随時対応中	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5月に各学校において、PTA、町内会などと通学路の安全点検を実施した。 ・5月に市内全小中学校から通学路の危険箇所についての要望書を集約した。 ・7月に道路管理者、交通安全担当者、市教育委員会で各学校から要望された箇所について合同点検の実施の可否を検討した。 ・8月に合同点検を実施した（道路管理者、市民安全課、警察、学校教育課が参加）。 ・10月に関係課で安全対策会議を開催し、合同点検の結果について確認した。 	・子どもの安全確保のため、通学路の安全点検を今後も継続して取組む必要がある。 ・点検結果によっては道路形状により私有地などの用地買収が絡むケースがあり、改善に向けた方策を総合的に検討する必要がある。	—	・引き続き、定期的に通学路の安全点検を実施する。 ・通学路の変更など総合的な対策を講じることができないか検討していく。
3-3-2 危険箇所点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・町内における子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、道路、公園、河川などの危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を行う。 	点検箇所数	—	—	200箇所	180箇所	・防犯週間の取組の一つとして実施しており、保護者、地域住民、関係機関と連携し、防犯・交通安全・防災の視点から危険箇所の把握を行い、改善に向けた取組を行ってきた。	・自らの地域に关心をもち、地域ぐるみで課題を解決している。	—	・防犯の日及び防犯週間において、危険箇所点検を町内会全体で取組める活動の一つとして提示し、具体的な取組方法を周知していく。
3-3-3 安全マップの作製支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全ての中学校で作製された安全マップを学校安全ボランティア養成講習会で活用し改善点等を検討する。 ・学校ごとに、危険箇所や子ども110番の家など防犯上必要な情報を網羅したマップ（安全マップ）の見直しを行い、作製を通じ、登下校及び地域生活における安全についての関心を高めるとともに、児童生徒の危険回避能力の向上を目指す。 	支援回数	—	—	1回	0回	・危険箇所や子ども110番の家など、防犯上必要な情報を掲載した安全マップを各学校ごとに作製してきた。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに全ての学校で安全マップを作製したことから、平成29年度は作製に関する研修会や支援を実施しなかった。 ・各学校によって取組み方に温度差が生じている。 ・作製が形骸化している学校があり、作製の目的や方法、作製上のポイントなどを再確認し、防犯に対して有効に機能するマップにしていく必要がある。 	—	・学校安全ボランティア養成講習会において、各学校の安全マップを持ち寄り有効性を検討し、改善を図る。また、各学校での安全マップ作製ワークショップなどに指導者を派遣し、作製・更新を支援する。
3-3-4 子ども110番の家の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の安全を確保するため、緊急避難所として設置を行う。 ・児童及び生徒が助けを求めてきた場合は、児童及び生徒自身の安全を図りながら、警察、市など関係機関に通報する。 	「子ども110番の家」設置数	1,934箇所	2,000箇所	2,100箇所	1,647箇所	・住民や企業からの協力により、子ども110番の家を設置してきた。	・子どもが犯罪に巻き込まれる事件などがなくならないことから、町内会や企業からの協力者が増加している。	資料編P10 「上越市における不審者情報」	・子ども110番の家の選定にあたっては配置に配慮する。

「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」
前期進捗状況の分析・検証一覧

3 環境づくり

3-4 相談業務の整備

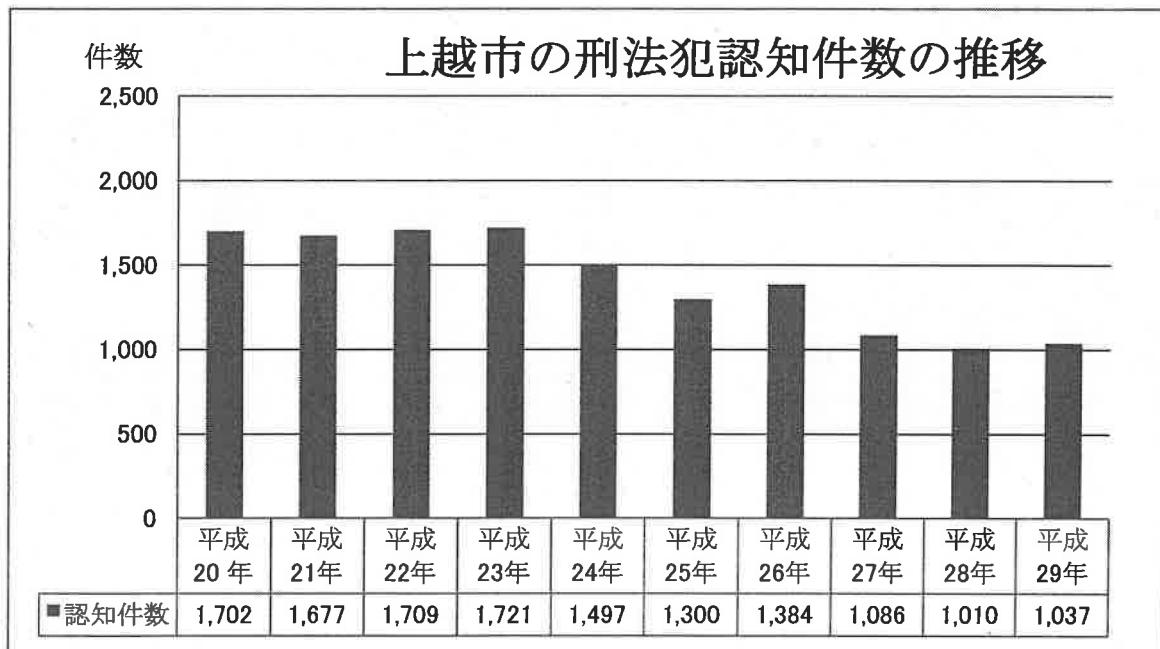
①個別事業名	②事業内容	③成果指標				④前期の評価			⑤後期の取組
		指標単位	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	現状値 (平成29年度)	前期の取組	前期の分析・検証	
3-4-1 市民相談 【事業主体】 ◎市(市民課)(市民 相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導を行う。適切に対応する。 【相談内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 市内の相談員が行う行政及び市民生活一般に関する相談活動。市民相談員が来庁、電話による相談に対応。 ・法律弁護士相談 弁護士が行う法律に関する専門的な相談活動。毎週1回、弁護士による無料相談を実施。 ・法務司法書士相談 司法書士が行う法律に関する実務的な相談活動。毎週1回、司法書士による無料相談を実施。 	助言・指導数	—	—	—	目標設定に 馴染まない 1,003件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談としては、9割程度が民事に関することから、無料弁護士相談の利用など、対応可能な窓口へつないでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の大部分を占める民事相談では、社会的・精神的な孤立に伴う体調不良や精神疾患を訴える場合が多く、市民相談員のみでは適切な対応が困難な状況にあることから、専門機関との連携を強化し、対応する必要がある。 	—
3-4-2 消費者相談 【事業主体】 ◎市(消費生活セン ター)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識の普及、情報提供、商取引に関する相談及び苦情の処理のあっせんを目的として、消費生活に関する疑問や悪質商法などの相談を受ける。 ・消費者の権利の尊重及びその自立の支援を目的とする消費者基本法及び消費者安全法の基本理念の下、消費者からの相談に応じ、また、苦情処理のためあっせんを行う。 ・消費者被害未然防止のための啓発活動を実施する。 	消費生活出前 講座の 参加者数	—	—	—	580人 178人	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の事例などの情報を定期的に発信するとともに、地域や団体へ出向いて講座を開催し、啓発活動を展開するなど、消費者トラブルの未然防止に資する消費者教育を行っている。 ・特に相談件数の多い高齢者に対しては、地域包括支援センターや福祉担当部署との連携を密にして適宜適切に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々複雑かつ巧妙化する悪質商法からの被害を未然に防ぐため、出前講座が有効であることから、参加者の増加策として出前講座の利用を関係機関や町内会、各団体などへ定期的に働きかける必要がある。 	—
3-4-3 犯罪被害者支援 【事業主体】 ◎警察署被害者支 援連絡協議会、 市(市民安全課)	・犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、相談に対応する。	支援件数	—	—	—	目標設定に 馴染まない 138件	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援に関する相談・支援体制が制度化されたことにより、国をはじめ、市や関係機関がそれぞれ必要な支援を講じてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は減ってきているが、依然として犯罪被害に遭われる方がいることから、相談窓口の周知をはじめ、適切な支援につなげる必要がある。 	—
3-4-4 女性相談 【事業主体】 ◎市(共生まちづ くり課)	・市の関係課や他の市町村、児童相談所や県の女性福祉相談所など関係機関等と連携し、家庭問題や配偶者からの暴力などの相談に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導など関係機関と連携し、対応する。相談者が安心して生活送ることができる状態となるよう支援する。	配偶者から 暴力を受けた ことがある 女性の割合	—	—	—	30.4%以下 31.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭問題など様々な悩みを抱える女性の相談に応じ、助言・支援を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の実相談者数は、平成28年度より減少している一方で、1相談者当たりの相談回数が若干増え、延べ相談件数が増える傾向となっている。 ・平成26年度と平成29年度に実施した市民意識調査の結果では、「配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合」が40.7%から31.2%に9.5ポイント低下した。 ・DVIに関する緊急一時保護事案が継続的に発生している中、市の女性相談窓口の認知度は低下傾向にあり、相談窓口の充実と周知の強化を図る必要がある。 	—
3-4-5 少年相談 【事業主体】 ◎警察(上越少年サ ポートセンター)	・非行の未然防止を含む少年の問題行動や被害の早期解決を目的として、 非行の未然防止や少年問題行動の早期解決を目的として 、悩みを抱える少年や保護者からの相談に応じ、適切な助言・指導を行う。	助言・指導数	—	—	—	目標設定に 馴染まない 254件	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを抱える少年や保護者の相談に応じ、助言・指導を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談は増加傾向にあり、相談内容は家庭問題が多く、子どものしつけや不和が多くなっている。 ・家庭問題を抱える保護者の指導力が低下傾向にある。 ・学校、警察、家庭がそれぞれの専門とする分野で連携し、役割を果たしていく必要がある。 	—

【資料 2】

資料 編

犯罪の現状と市民の防犯意識等（資料編）

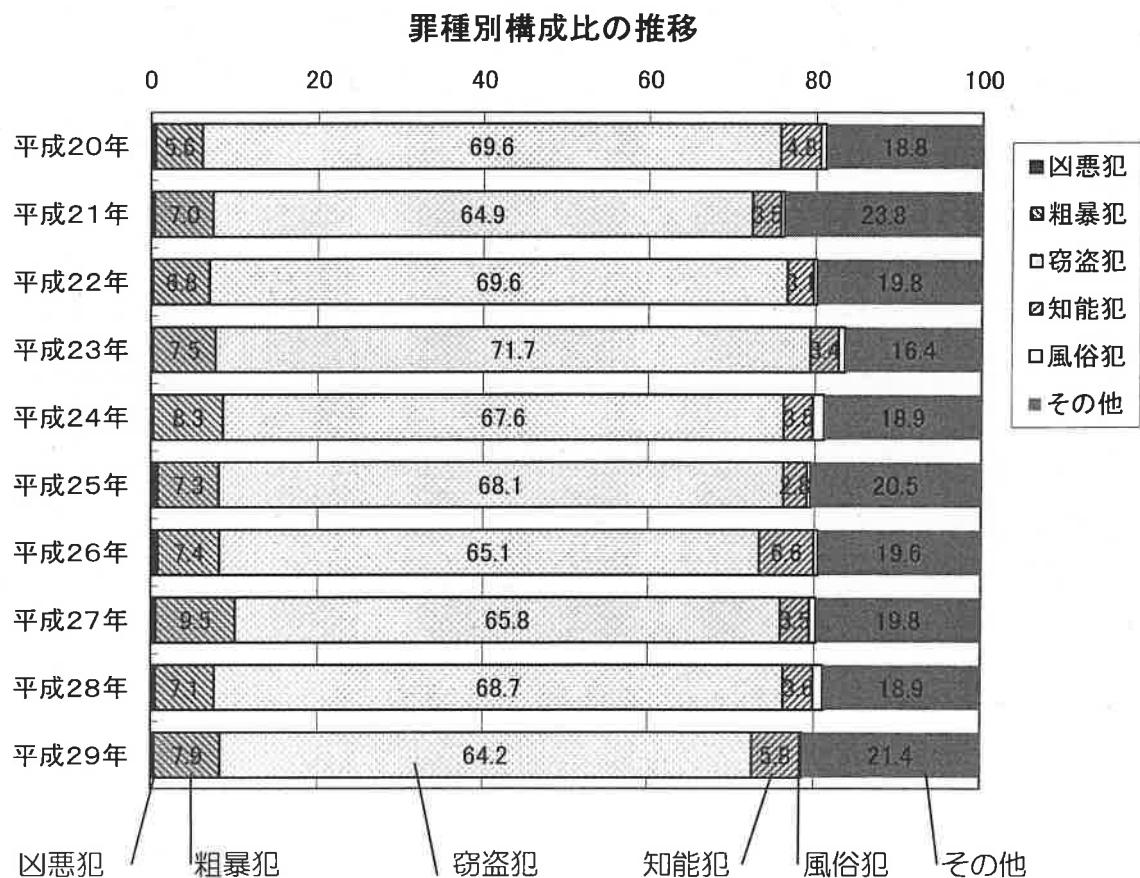
1 犯罪発生の現状



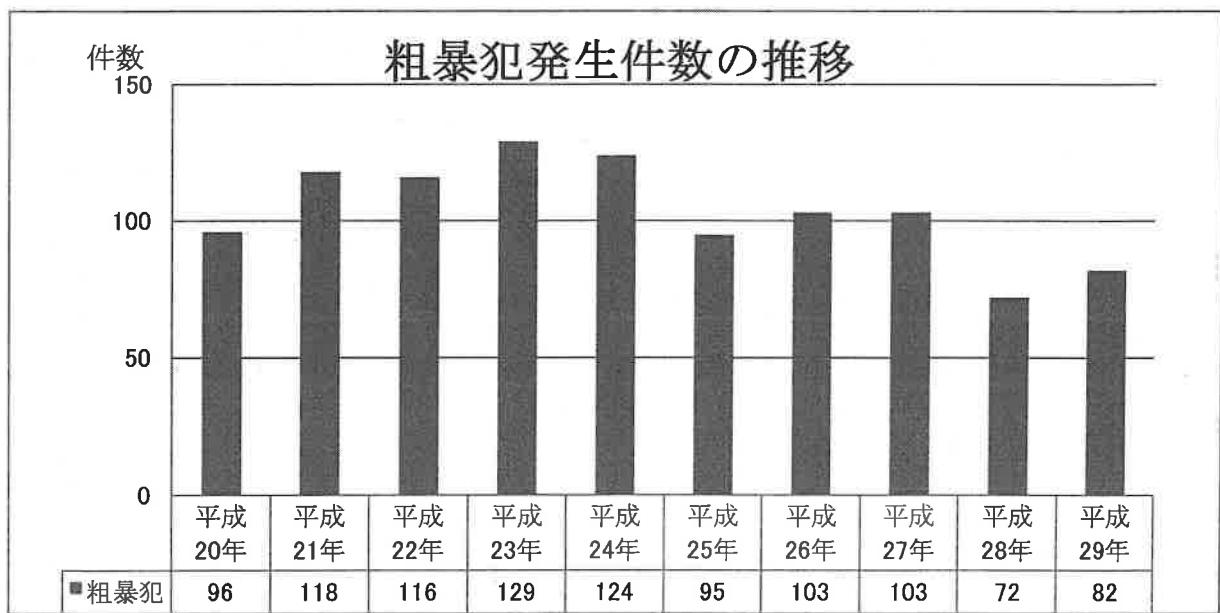
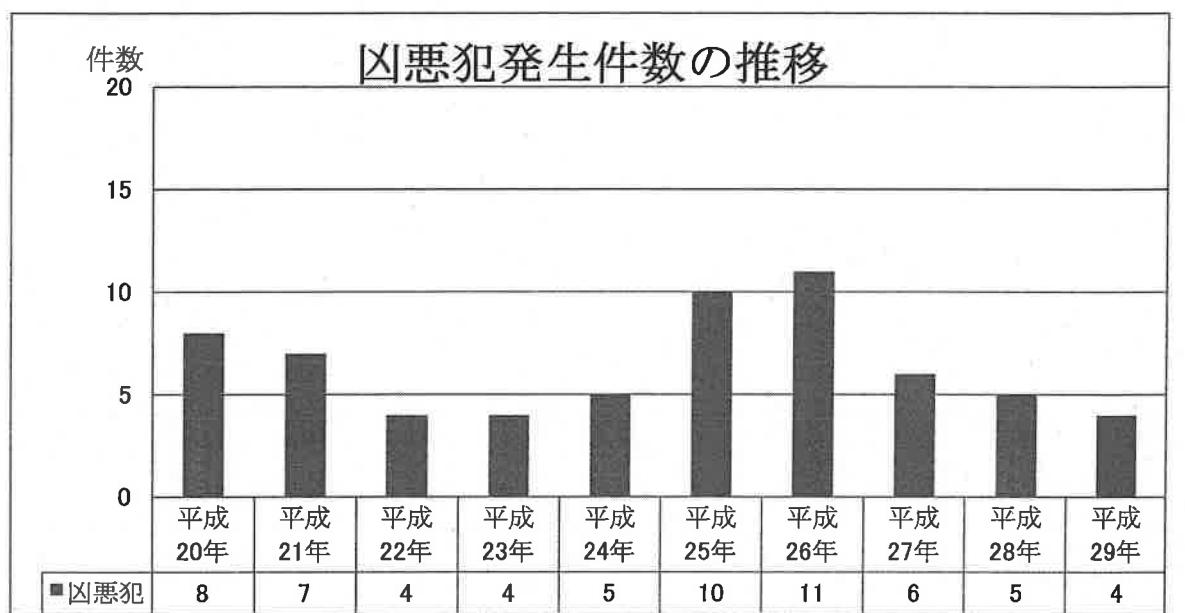
※国、県とデータの整合を図るため、警察の年間データを登載します。（以下同じ。）

※ 刑法犯認知件数とは、刑法（暴力行為等処罰二関スル法律など一部の法律を含む。）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴等を受理した件数です。道路交通法やその他の法律に規定された違反や罪は含みません。

2 罪種別状況



※凡例	凶悪犯	： 殺人、強盗、放火、強姦などの罪
	粗暴犯	： 暴行、傷害、脅迫、恐喝などの罪
	窃盗犯	： 窃盗の罪
	知能犯	： 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任などの罪
	風俗犯	： 賭博、強制わいせつ、公然わいせつなどの罪
	その他	： 器物損壊、住居侵入、占有離脱物横領などの罪



件数
2,000

窃盜犯発生件数の推移

1,000

0

平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

■ 窃盜犯	1,185	1,220	1,189	1,234	1,012	885	901	715	694	666
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----

件数

150

100

0

知能犯発生件数の推移

■ 知能犯	82	59	53	58	53	36	91	38	36	60
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

件数

風俗犯認知件数の推移

30

20

10

0

平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

■系列1	12	7	9	14	21	7	7	9	12	3
------	----	---	---	----	----	---	---	---	----	---

件数

その他の犯罪認知件数の推移

500

400

300

200

100

0

平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

■その他	319	399	338	282	282	267	271	215	191	222
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

3 身近なところで起こりうる犯罪の状況

窃盗犯の手口別状況（平成29年）

侵入盗	住宅対象	38件 (5.7%)	145件 (21.8%)
	住宅以外対象	107件 (16.0%)	
	小計	145件 (21.7%)	
非侵入盗	乗り物盗	87件 (13.0%)	95件 (14.2%)
	オートバイ盗	4件 (0.6%)	
	自動車盗	4件 (0.6%)	
	車上ねらい	51件 (7.6%)	426件 (64.0%)
	払出盗	4件 (0.6%)	
	置引き	34件 (5.1%)	
	万引き	186件 (27.9%)	
	色情ねらい	10件 (1.5%)	
	部品ねらい	10件 (1.5%)	
	その他	131件 (19.6%)	
小計		521件 (78.2%)	
合計		666件 (100%)	

主な窃盗事件の施錠忘れによる被害率（平成 26 年・平成 29 年）

		空き巣 ※1	忍び込み ※2	自転車盗	自動車盗	オートバイ盗	車上ねらい
上越市	平成 26 年	90.7%	97.0%	70.8%	50.0%	57.1%	59.8%
	平成 29 年	70.0%	81.8%	81.4%	25.0%	25.0%	56.9%
新潟県	平成 26 年	75.5%	89.0%	74.0%	77.0%	70.2%	64.2%
	平成 29 年	64.0%	87.9%	74.0%	73.0%	75.0%	73.0%
全 国	平成 26 年	45.7%	78.9%	58.3%	26.6%	26.6%	47.3%
	平成 29 年	45.8%	76.3%	25.5%	58.5%	27.8%	50.7%

※1 空き巣：家人が不在の屋内に侵入し金品を盗むこと

※2 忍び込み：夜間家人の就寝時等に屋内に侵入し金品を盗むこと

4 悪質・巧妙な特殊詐欺

特殊詐欺は、電話等を使って被害者に高額な現金を振り込ませる等、悪質・巧妙な手口の犯罪であり、手口が多様化、巧妙化しながら、現在でも全国的に被害が続いている。

特殊詐欺とは、表に示すとおり、2つの種類に区分され、8つに類型化されます。

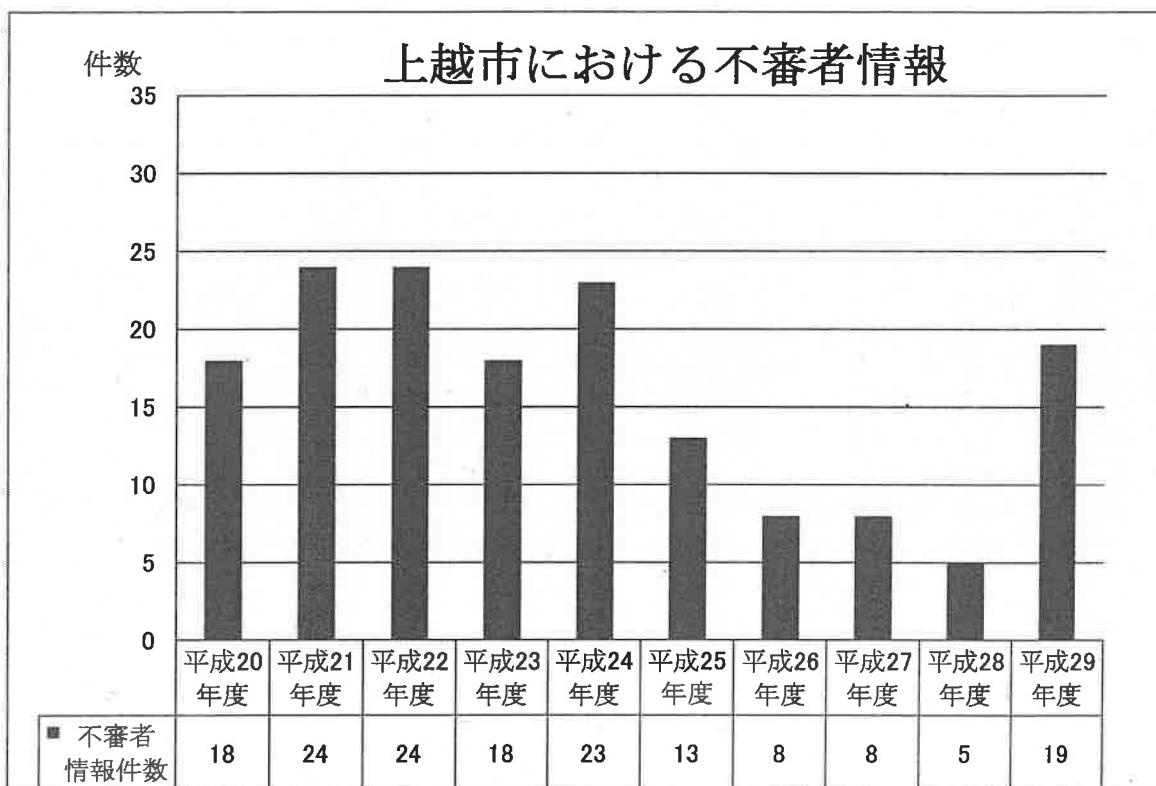
種類	類型	
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	電話を利用し、家族や警察官、弁護士等を装って交通事故の示談金や借金返済等を名目にして現金を預金口座等に振り込ませたり、直接受け取りに来て騙し取るもの
	架空請求詐欺	郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送りつけ、口座に現金を振り込ませたり、電子マネーを騙し取るもの
	融資保証金詐欺	実際には融資をしないにもかかわらず、融資をする旨の文書等を送付するなどして、預金口座等に現金を振り込ませて騙し取るもの
	還付金等詐欺	公の機関を装って、過払いの医療費などの還付を名目にして、ATM機を操作させ、口座振替をさせて騙し取るもの
振り込め詐欺以外	金融商品等取引名目詐欺	パンフレットを送りつけ、「必ず儲かる」などと騙し、未公開株や社債などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金を騙し取るもの
	異性との交際あっせん名目詐欺	雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募集し、これに申し込んだ者から紹介料や保証料などの名目で現金を騙し取るもの
	ギャンブル必勝情報提供名目詐欺	雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」などを販売するなどと表示して顧客を募集し、購入を申し込んだ者から情報提供料などの名目で現金を騙し取るもの
	その他の名目詐欺	上記以外の非面接詐欺

特殊詐欺の被害発生状況（平成 25 年～平成 29 年）

区分	被害金額	被 告 件 数 (件)								
		オレ オレ	架空 請求	融資 保証 金	還付 金等	金融 商品 等取 引	ギヤ ンブ ル必 勝	異性 交際 あつ せん	その 他	合 計
上越市	平成 25 年	約 3,200 万円	3	5	1	0	2	0	0	11
	平成 26 年	約 1 億 932 万円	15	7	0	12	2	1	0	3
	平成 27 年	約 2,128 万円	4	4	0	2	0	2	0	12
	平成 28 年	約 1,418 万円	1	7	0	0	1	0	0	9
	平成 29 年	約 2,652 万円	3	11	1	0	0	0	0	15
新潟県	平成 28 年	約 4 億 6,056 万円	53	89	13	20	3	3	1	0
	平成 29 年	約 5 億 7,253 万円	60	125	11	9	2	1	0	208
全 国	平成 28 年	約 407 億 7,000 万円	5,753	3,742	428	3,682	346	117	26	60
	平成 29 年	約 394 億 7,000 万円	8,496	5,753	548	3,129	104	113	21	48
										14,154
										18,212

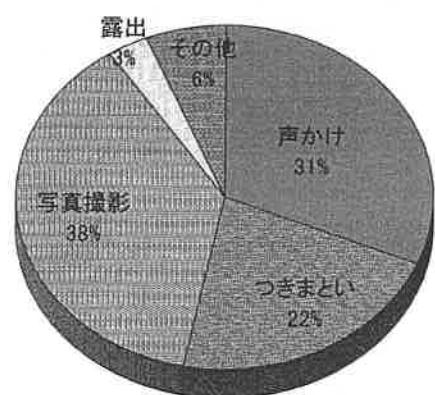
5 子どもの安全

5-1 不審者情報



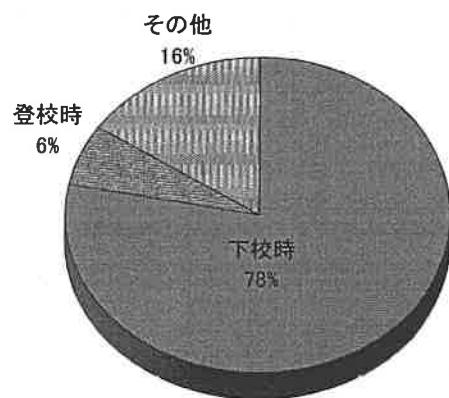
不審者情報（平成 27 年度から平成 29 年度までの累計）について態様別でみると、

- ・声かけ 10 件
- ・つきまとい 7 件
- ・写真撮影 12 件
- ・露出 1 件
- ・その他 2 件



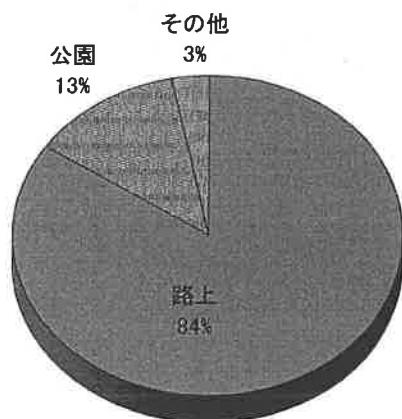
時間帯別でみると、

- ・下校時 25 件
(15~18 時)
- ・登校時 2 件
(~9 時)
- ・その他 5 件



場所別でみると、

- ・路上 27 件
- ・公園 4 件
- ・その他 1 件

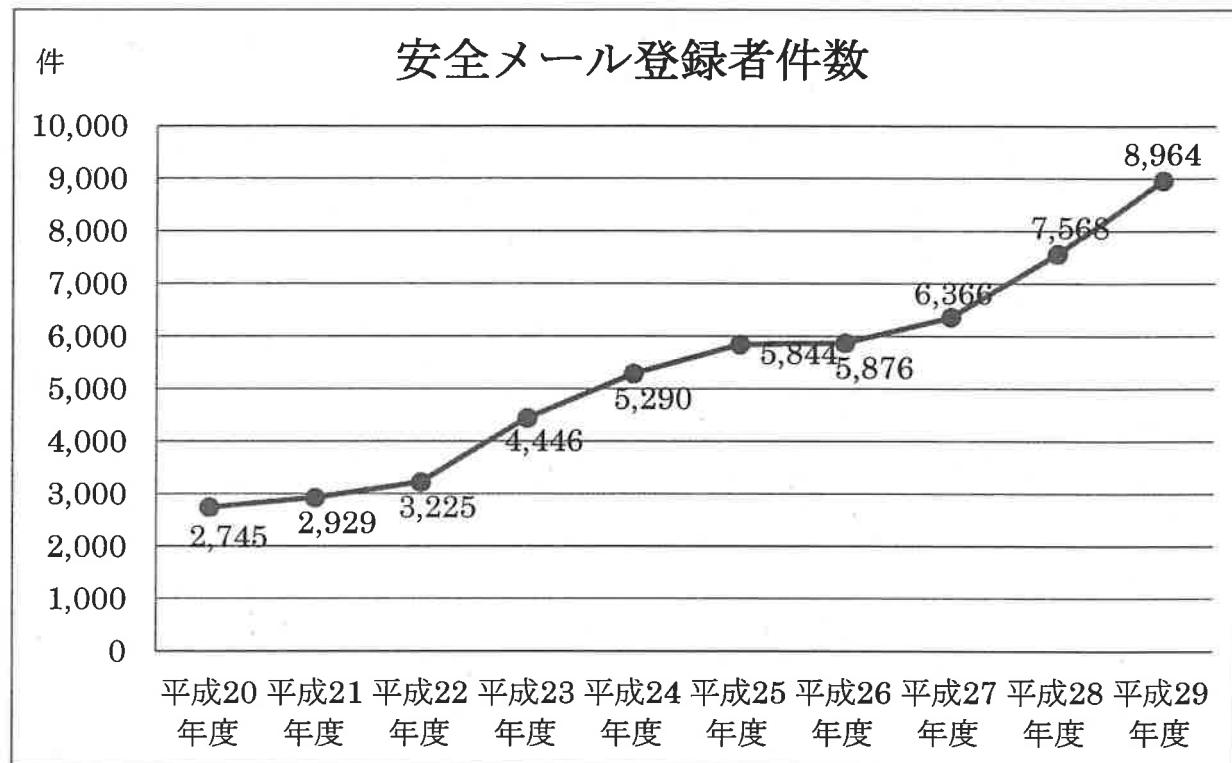


という状況にあります。

※ 5-1 の不審者情報に係る統計は、上越市教育委員会で把握した内容であり、市内で発生した不審者事案のすべての件数ではありません。

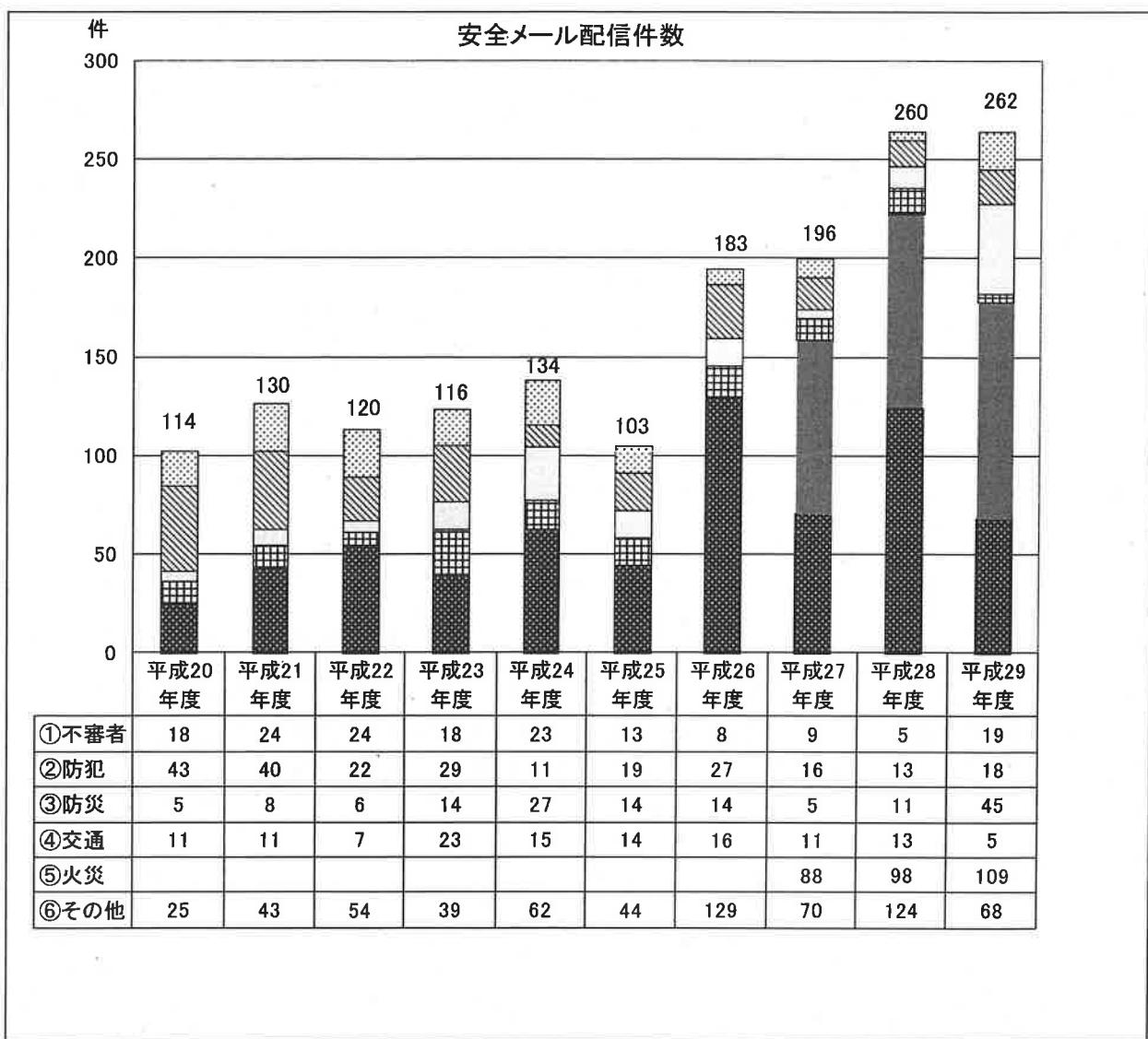
また、これら不審者情報の中には、単に道を尋ねたり、善意で声をかけたりした行為などが含まれている可能性があります。

5-2 上越市安全安心情報配信システム(安全メール)



平成 29 年度の安全メールの配信件数は 262 件であり、次のとおりです。

不審者情報	19 件
防犯情報	18 件
防災情報	45 件
交通安全情報	3 件
火災情報	109 件
その他（クマの出没など）	68 件



6 各区の地域特性

犯罪率等の各区状況比較

	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	平成 26 年 刑法犯認知 件数 (件)	平成 29 年 刑法犯認知 件数 (件)	H29 認知 件数割合 (%)	犯罪率 (認知件数 /1000 人)
上越市	195,200	973	200.6	1,384	1,037	100.0	5.2
合併前の上越市	131,325	249	527.4	1,138	807	77.8	6.1
安塚区	2,433	70	34.7	4	7	0.7	2.9
浦川原区	3,393	51	66.5	30	14	1.4	4.1
大島区	1,581	72	21.9	6	3	0.3	1.9
牧区	1,904	61	31.2	0	2	0.2	1.1
柿崎区	9,739	85	114.5	42	25	2.4	2.6
大潟区	9,486	17	558	48	33	3.2	3.5
頸城区	9,486	38	249.6	47	37	3.6	3.9
吉川区	4,203	76	55.3	10	8	0.8	1.9
中郷区	3,799	44	86.3	5	9	0.8	2.4
板倉区	6,852	67	102.2	22	21	2.0	3.1
清里区	2,729	38	71.8	6	3	0.3	1.1
三和区	5,672	39	145.4	17	25	2.4	4.4
名立区	2,598	66	39.3	9	2	0.2	0.8
その他	-	-	-	-	41	3.9	-

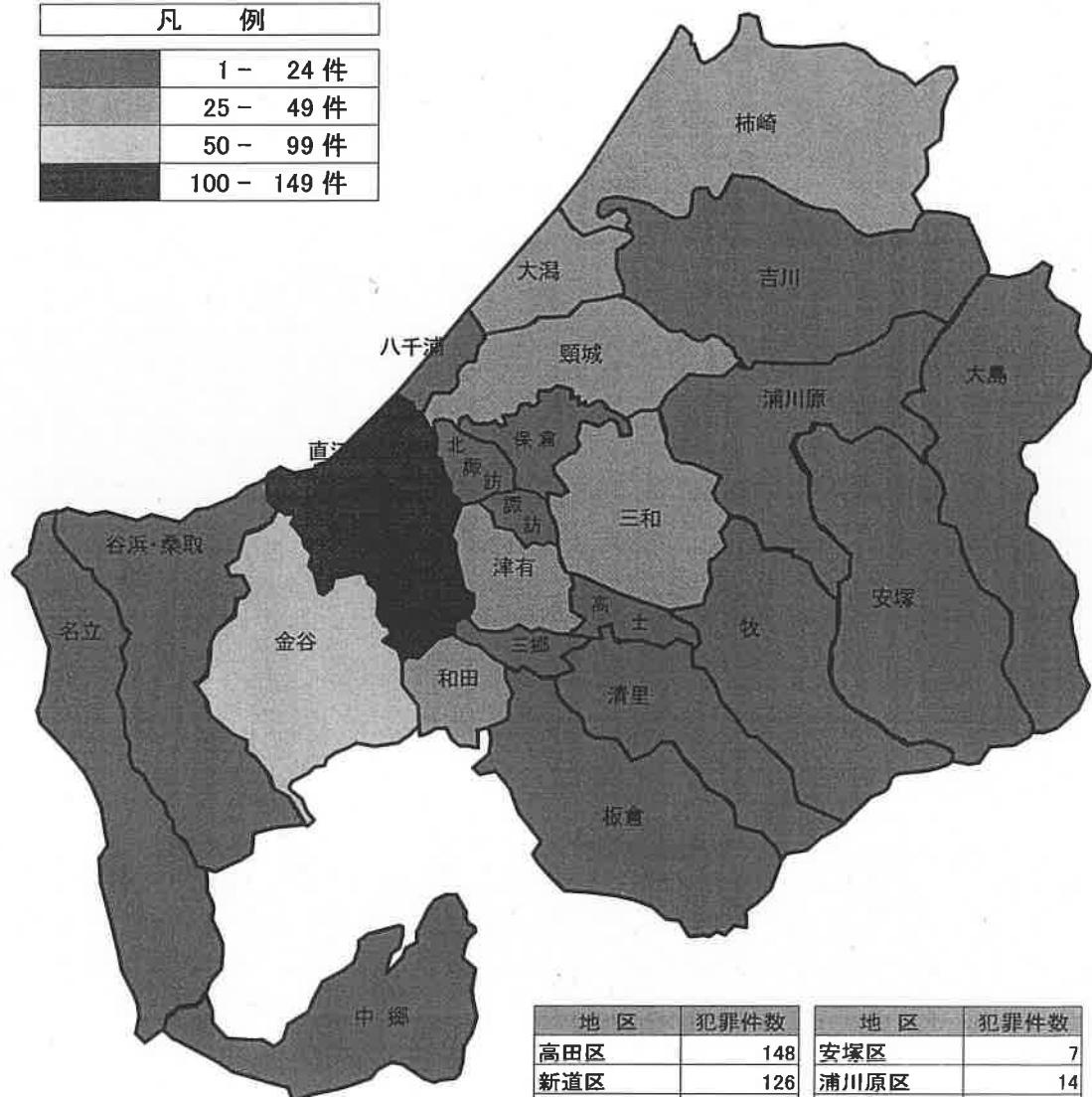
※ 人口は平成 29 年 12 月 31 日現在のものです。

上越市における罪種別刑法犯認知状況

犯罪発生件数マップ

平成 29 年中

凡 例	
1 - 24 件	
25 - 49 件	
50 - 99 件	
100 - 149 件	



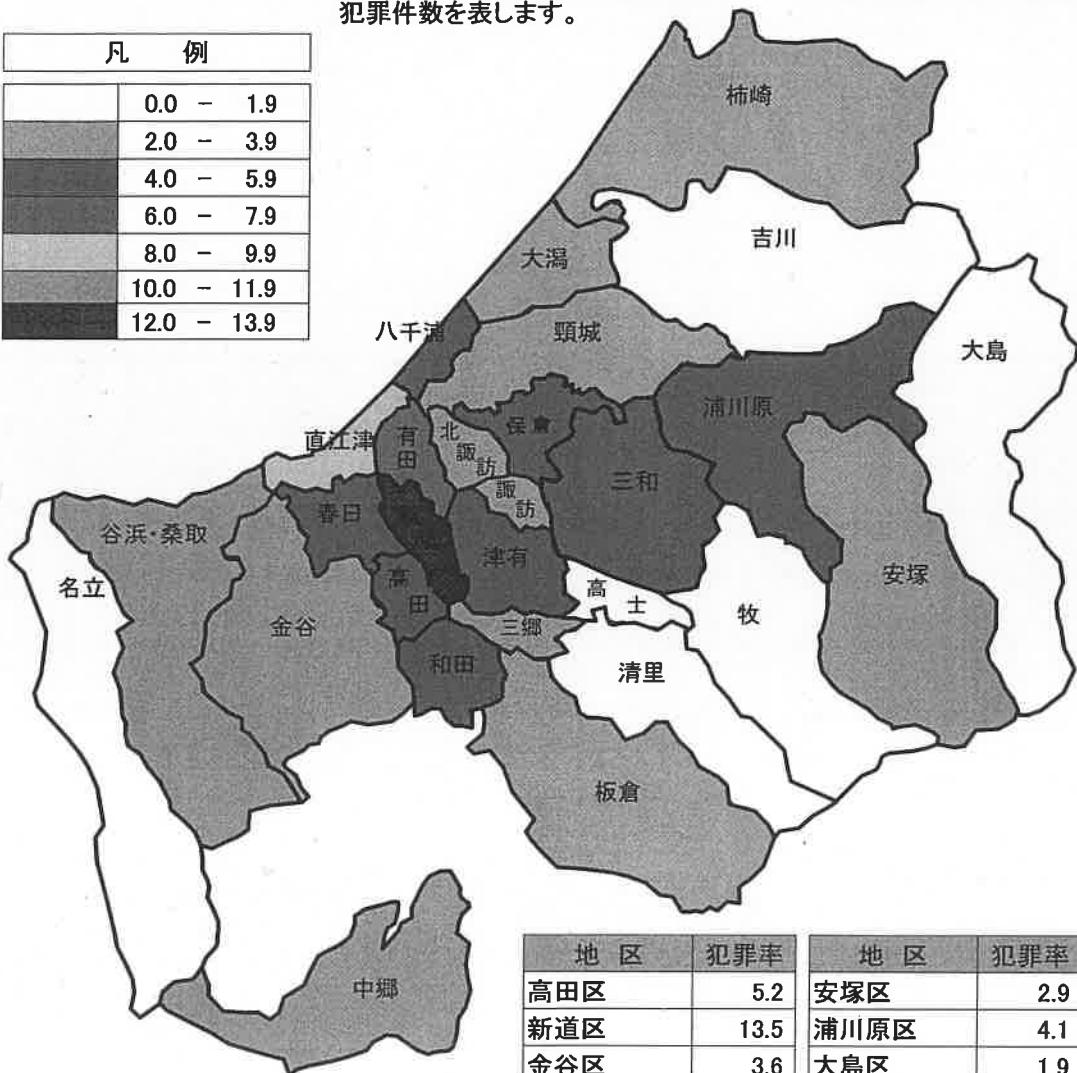
地 区	犯罪件数	地 区	犯罪件数
高田区	148	安塚区	7
新道区	126	浦川原区	14
金谷区	52	大島区	3
春日区	124	牧区	2
諏訪区	3	柿崎区	25
津有区	26	大潟区	33
三郷区	4	頸城区	37
和田区	27	吉川区	8
高士区	2	中郷区	9
直江津区	147	板倉区	21
有田区	108	清里区	3
八千浦区	22	三和区	25
保倉区	10	名立区	2
北諏訪区	4	不明	41
谷浜・桑取区	4	上越市全体	1,037

犯罪率マップ

犯罪率とは、人口1,000人あたりの
犯罪件数を表します。

平成29年中

凡 例	
	0.0 - 1.9
	2.0 - 3.9
	4.0 - 5.9
	6.0 - 7.9
	8.0 - 9.9
	10.0 - 11.9
	12.0 - 13.9



地 区	犯 罪 率	地 区	犯 罪 率
高田区	5.2	安塚区	2.9
新道区	13.5	浦川原区	4.1
金谷区	3.6	大島区	1.9
春日区	5.6	牧区	1.1
諏訪区	3.0	柿崎区	2.6
津有区	5.3	大潟区	3.5
三郷区	2.9	頸城区	3.9
和田区	4.5	吉川区	1.9
高士区	1.4	中郷区	2.4
直江津区	8.3	板倉区	3.1
有田区	7.1	清里区	1.1
八千浦区	5.5	三和区	4.4
保倉区	4.7	名立区	0.8
北諏訪区	2.6	不明	-
谷浜・桑取区	2.5	上越市全体	5.3

7 市民の意識（市政モニター結果）

7-1 防犯意識

平成 29 年度の市政モニターアンケートでは、防犯への関心度について、全体の 66.7%が「関心が高い」という回答でした。※無回答は、除きます。（以下同じ）

《問》あなたが住む地域の方々は、「防犯」に関して関心が高いと思いますか。

当てはまるものを 1 つ選んでください。

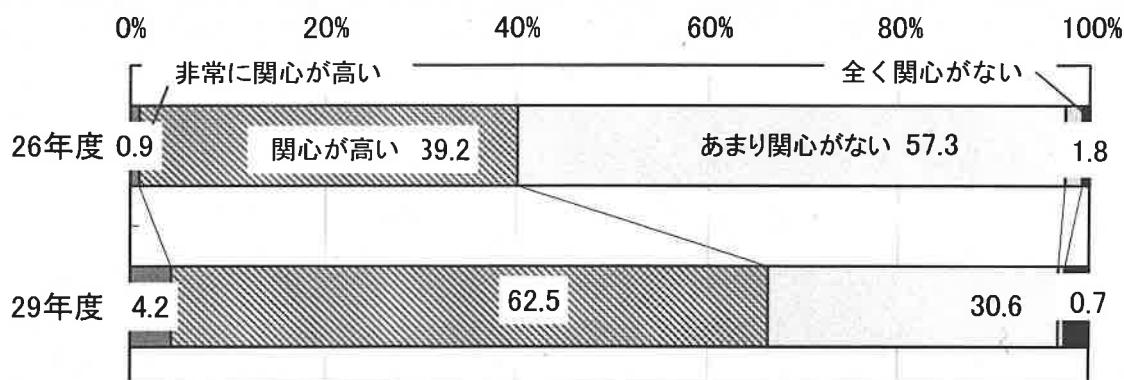
という質問に対し、

平成 26 年度

平成 29 年度

「非常に関心が高い」	0.9%	→ 4.2%
「関心が高い」	39.2%	→ 62.5%
「あまり関心がない」	57.3%	→ 30.6%
「全く関心がない」	1.8%	→ 0.7%

という結果でした。



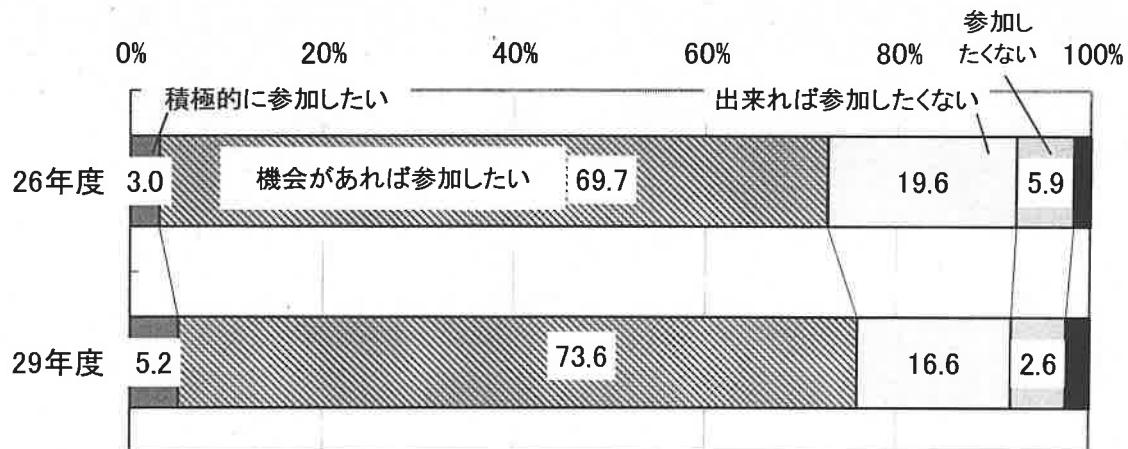
7-2 地域防犯

平成 29 年度の市政モニター調査では、防犯活動との関わりについて、全体の 78.8%が「参加したい」と思っているものの、「積極的に参加したい」という回答は約 5.2%にとどまっています。

《問》今後、あなたは地域での防犯活動に参加したいと思いますか。

という質問に対し、	平成 26 年度	平成 29 年度
「積極的に参加したい」	3.0%	5.2%
「機会があれば参加したい」	69.7%	73.6%
「出来れば参加したくない」	19.6%	16.6%
「参加したくない」	5.9%	2.6%

という結果でした。



7-3 防犯環境

平成29年度の市政モニターアンケートでは、犯罪の被害者になることについて、全体の68.1%の方が、何らかの犯罪の被害に遭うかもしれないという不安感を抱いてあります。

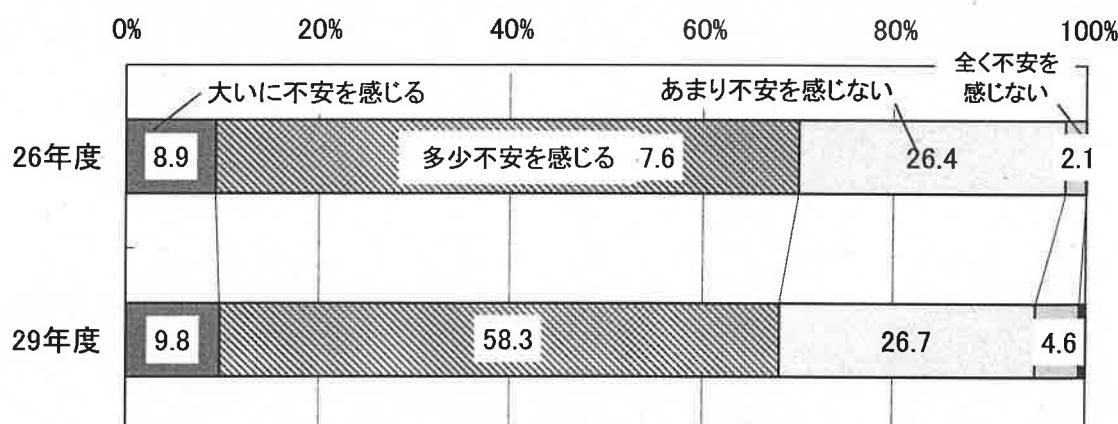
《問》あなたは、ご自身やご家族が「何らかの犯罪に巻き込まれて、被害者になるかもしれません」と不安を感じますか。当てはまるものを1つ選んでください。

という質問に対し、

平成26年度 平成29年度

- | | | | |
|--------------|-------|---|-------|
| 「大いに不安を感じる」 | 8.9% | → | 9.8% |
| 「多少不安を感じる」 | 57.6% | → | 57.6% |
| 「あまり不安を感じない」 | 26.4% | → | 26.4% |
| 「全く不安を感じない」 | 2.1% | → | 2.1% |

という結果でした。



《問》不安を感じる原因は何ですか。

当てはまるもの全てを選んでください。

という質問に対し、

	平成 26 年度	平成 29 年度
「全国各地で凶悪事件が増えている」	74.9%	66.0%
「身近な場所で犯罪が増えている」	36.3%	34.4%
「身近な人が犯罪の被害に遭った」	16.6%	13.4%
「犯罪状況がわからない」	26.6%	23.0%
「その他」	11.6%	14.8%

という結果でした。

全国各地で凶悪事件が増えている

身近な場所で犯罪が増えている

身近な人が犯罪の被害に遭った

犯罪状況がわからない

その他

■ 平成26年度
■ 平成29年度

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%